

令和元年度

宝塚市 一般会計 特別会計 補正予算書

(1)

宝 塚 市



令和元年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 1 号)



議案第 5 5 号

令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度宝塚市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 87,852 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,332,148 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和元年（2019年）5月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金		600,494	9,735	610,229
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	338,494	9,735	348,229
16 国庫支出金		13,499,715	△ 40,510	13,459,205
	2 国庫補助金	2,428,131	△ 40,510	2,387,621
17 県支出金		5,656,944	29,817	5,686,761
	2 県補助金	1,127,367	29,817	1,157,184
19 寄附金		646,402	10,000	656,402
	1 寄附金	646,402	10,000	656,402
20 繰入金		1,360,357	35,106	1,395,463
	1 繰入金	1,360,357	35,106	1,395,463
22 諸収入		1,711,137	7,600	1,718,737
	5 雑入	1,500,976	7,600	1,508,576
23 市債		7,950,887	△ 139,600	7,811,287
	1 市債	7,950,887	△ 139,600	7,811,287
歳入	合計	79,420,000	△ 87,852	79,332,148

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,664,486	29,256	8,693,742
	1 総務管理費	7,177,475	29,256	7,206,731
3 民生費		36,320,432	46,974	36,367,406
	2 老人福祉費	6,724,331	26,600	6,750,931
	3 児童福祉費	13,906,626	11,288	13,917,914
	4 生活保護費	5,050,061	9,086	5,059,147
6 農林業費		304,764	5,500	310,264
	2 土地改良費	46,553	5,500	52,053
7 商工費		827,126	69,544	896,670
	1 商工費	827,126	69,544	896,670
8 土木費		6,998,621	△ 26,299	6,972,322
	5 住宅費	1,064,524	△ 26,299	1,038,225
9 消防費		2,334,602	4,294	2,338,896
	1 消防費	2,334,602	4,294	2,338,896
10 教育費		8,768,069	△ 217,121	8,550,948
	1 教育総務費	2,375,811	1,199	2,377,010
	2 小学校費	1,803,962	△ 310,013	1,493,949
	3 中学校費	1,074,851	90,221	1,165,072
	5 幼稚園費	521,559	1,472	523,031

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	79,420,000	△ 87,852	79,332,148

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	140,910

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
バス路線試走運行補助金	令和2年度	6,000

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
都市計画道路荒地西山線整備事業(小林工区)	令和2年度	67,250	令和2年度	367,250

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営住宅整備事業債	307,900	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
小学校施設整備事業債	537,600			
中学校施設整備事業債	352,900			

(単位 千円)

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
290,400	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
374,200			
394,200			





